

3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準

〔昭和52年2月22日 開総第195号〕
農地開発部長から各支庁長あて

最終改正 令和7年(2025年)9月26日 事調第801号

第1 趣 旨

共通仮設費とは、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱第4の2の(1)、及び土地改良事業等請負工事の価格積算要領第5の1に定めるものをいい、その積算については、要綱及び要領に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

第2 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費は、現場条件を的確に把握し、次の費用のうち必要額を適正に積み上げるものとする。

- 1 工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- 2 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費及び現場環境改善費の積算方法

これら当該費用は「要領」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

1 率計算による算定

率計算による算定方法は、別表2に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。
なお、率の対象項目は別表1に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋貸与額＋準備費に含まれる処分費

(1) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない。

ア 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）

イ 上記アを支給する場合の支給品費

ウ 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工事原価

エ 大型標識柱（オーバーヘッド柱、オーバーハンク柱）の製作費を含む材料費

(2) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び貸与額は、直接工事費及び事業損失防止施設費に必要とされるものとする。

2 共通仮設費率の補正

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

ただし、フィルダム工事には適用しない。

(2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表3に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

3 積み上げ計算による算定

積み上げ計算による算定方法は、別表1に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、運搬費の算定は別紙によるものとする。

4 現場環境改善費

現場環境改善費の積算は、以下の(1)積算方法により行うものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する費用については、積上げ計上を行うものとする。また、費用が巨額となるなど現場環境改善費率で計上することが適当でない判断される場合についても積上げ計上とする。

(1) 積算方法

ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位を四捨五入し、第2位とする）

P_i：対象額（単位：円、直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋貸与費）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 貸与費	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot P_i^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 適用などの詳細については、「工事における現場環境改善費の積算要領」を参照するものとする。